

京都市告示第 345号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成19年1月25日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都環状線	左京区高野竹屋町5番地地先から	旧	メートル 69.80	メートル 22.00 ~ 27.30
	同区下鴨東森ヶ前町16番地地先まで	新	69.80	26.78 ~ 36.20
川端通	左京区高野竹屋町5番地地先から	旧	38.50	11.25 ~ 13.35
	同区高野西開町46番地の1地先まで	新	38.50	14.80 ~ 15.80
小栗栖経39号線	伏見区小栗栖中山田町29番地の5地先から	旧	61.00	4.80 ~ 5.15
	同町26番地の1地先まで	新	61.00	6.00 ~ 6.04
竹田経40の1号線	伏見区竹田向代町川町40番地の4地先内	旧	12.50	6.00
		新	10.20	6.00

向島15号線	伏見区向島立河原町71番地の1地先から	旧	38.50	5.70 ~ 5.75
	同区向島庚申町130番地の3地先まで	新	38.50	6.00 ~ 9.50
上鳥羽南部経 1号線	伏見区竹田向代町37番地の1地先から	旧	241.30	6.00 ~ 12.00
	同町7番地地先まで	新	241.30	6.00 ~ 12.05
上鳥羽南部経 2号線	伏見区竹田向代町100番地地先から	旧	215.70	6.00 ~ 12.00
	同町104番地地先まで	新	214.60	5.98 ~ 11.00
上鳥羽南部経 3号線	伏見区竹田向代町100番地地先から	旧	385.40	6.00 ~ 7.00
	同区竹田向代町川町39番地の2地先まで	新	385.10	5.96 ~ 13.27
上鳥羽南部経 4号線	伏見区竹田向代町3番地の11地先から	旧	85.10	4.00 ~ 8.00
	同区竹田向代町川町41番地の5地先まで	新	85.10	4.00 ~ 8.01
上鳥羽南部経 5号線	伏見区竹田向代町1番地地先から	旧	229.10	6.00 ~ 9.00
	同区竹田向代町川町39番地の2地先まで	新	229.80	5.97 ~ 11.74
上鳥羽南部経 6号線	南区上鳥羽藁田44番地地先から	旧	209.80	6.00 ~ 11.50
	伏見区竹田向代町川町37番地地先まで	新	210.20	5.97 ~ 10.50

上鳥羽南部経 7号線	伏見区竹田向代町川町18番地の7地先 から	旧	391.40	5.10 ~ 9.20
	同町37番地地先まで	新	388.90	5.14 ~ 9.19
上鳥羽南部緯 1号線	伏見区竹田向代町9番地地先から	旧	123.10	6.00 ~ 12.00
	同町4番地地先まで	新	123.30	6.00 ~ 12.02
上鳥羽南部緯 2号線	伏見区竹田向代町川町41番地の3地先 から	旧	27.30	4.00 ~ 7.00
	同町31番地地先まで	新	27.30	4.00 ~ 6.50
上鳥羽南部緯 3号線	伏見区竹田向代町川町41番地の3地先 から	旧	33.50	4.00 ~ 7.00
	同町32番地の1地先まで	新	33.50	4.00 ~ 6.80

(建設局道路部道路明示課)